

**令和3年度滝沢市立滝沢中学校校舎増築工事設計施工一括発注
公募型プロポーザル要求水準書**

1 施設整備に関する条件

(1) 基本条件

- ①構造は鉄骨造3階建て、地上13m以下の耐火建築物とし、各階既存校舎と渡り廊下にて接続するものとする。また既存校舎と調和が図られた設計とすること。
- ②施工にあたり既存校舎への増築となることから安全性や防音対策などを考慮した施工計画とすること。
- ③降雪、積雪、落雪、除雪、融雪などに関する対策を検討し施すこと。
- ④導入される機械設備、電気設備等は耐久性、汎用性の高い製品を用いること。

(2) 設計業務全般

- ①関係法規、条例および規則等を遵守すること
- ②既存校舎に対して1棟として申請すること（確認申請上1棟とする）とし、既存不適格に対応するため事業者が既存校舎の構造計算を含め再度行い、建築確認申請を提出すること。
また、今回の計画による延焼の恐れについても考慮すること。
- ③増築校舎配置の検討について、建設予定位置図面を参照すること。
- ④地盤データについては、参考図書貸与申込時に配布する既存ボーリング調査結果に基づき必要に応じて地盤補強等を検討すること。
但し、別途発注の増築校舎直下におけるボーリング調査結果については契約時に配布するものとし、再検討を行うこと。

(3) 施工全般

- ①工事期間中は、公害・災害・危険防止等に最善の対策を行い施工すること。
- ②工事車両が一般道を走行するときは、泥等で汚さないように配慮すること。
- ③工事作業中、作業時間外とも十分な安全管理に努め、労務災害の無いようにすること。
- ④工事期間中、適宜仮囲い設置および誘導員を配置し安全を確保すること。

(4) 校舎増築 仕様詳細

| | |
|------|----------------------------------|
| 基礎工事 | 現場の敷地レベル、既存床高を調査のうえ安全を考慮し設計すること |
| | 鉄筋コンクリート基礎とすること |
| | 別添のボーリング調査結果に基づき必要に応じて地盤補強等を行うこと |
| 鉄骨工事 | 湿式耐火被覆 $t=25$ とすること（1時間耐火） |
| 外壁工事 | 耐火イソバンドパネル $t=75$ とすること（1時間耐火） |
| 屋根工事 | ガルバリウム鋼板とし、裏面防露断熱材打ちとする |
| 外部建具 | アルミ製または鋼製建具とすること |
| | 内外部に用いる建築材料は、規制対象外材料またはホルムアルデヒド |

| | |
|----------|--|
| | 発散等級F☆☆☆☆とすること |
| 間仕切り・仕上げ | 下地はLGSを使用し、必要に応じて開口補強をすること |
| | 廊下と教室間の間仕切りはスチールパーテーションを用いること |
| | 床は長尺塩ビシート t=2 仕上げとすること |
| | 内壁は合板 t=12 下地とし、腰高さ (H1000) 以上は掲示クロス仕上げ、腰高さ以下はシナ合板 t=4 に SOP 塗装仕上げとすること。 |
| | 天井は化粧石膏ボード t=9.5 仕上げとすること |
| 雑工事 | 各教室前に室名札を取り付けること |
| | 必要箇所に点検口を設置すること |
| | 各教室内にスチール半曲面黒板、スチール平面黒板、教師用戸棚、掃除用具入、生徒用ロッカー、カーテンレール (BOX 共) を設置すること |
| | 各廊下にハンガーレール (コート帽子掛け) を設置すること |
| | 屋根点検用にタラップを設置すること。 |
| 渡り廊下接続 | 既存校舎の解体にあたり必要な養生等を実施すること |
| | 撤去した既存サッシ等は適切に処分すること |
| 外構工事 | 建築にあたり解体した部分のアスファルト舗装他について補修復旧すること |
| その他 | 引渡し前には、学校保健安全法に基づき、各部屋 1 地点、合計 3 地点のVOC測定検査を行い基準値以下であることを確認した測定値調査報告書を提出すること |

電気設備

| | |
|------------|--|
| 幹線設備 | 既設分電盤予備回路より分岐し電力を供給すること (距離約 50m) |
| | 電灯単相 3 線 100/200V および 3 相 200V で配電すること |
| 電灯・コンセント設備 | 壁スイッチによる手動点灯式とする |
| | 各居室の照明器具については LED 照明とし、学校保健安全法 (学校環境衛生基準) に基づき配置すること |
| | 壁付コンセントを適宜配置すること |
| 放送設備 | 既存校舎とスピーカおよび時計を接続すること |
| | 既存校舎職員室とインターホンを接続すること |
| 消防設備 | 消防法規に基づき火災感知器を設置すること |
| | 消防法規に基づき必要な消火設備を設置すること |
| | 誘導標識を必要数設置すること |
| LAN 設備 | 既存校舎廊下より延長し、各教室内に Wi-Fi 接続用のアクセスポイントを各一箇所設けること。(既存校舎廊下までの LAN ケーブルは別途市手配にて配線済みとする) |

暖房・空調・換気設備

| | |
|------|--|
| 暖房設備 | FF 式石油暖房機 (能力は既存校舎と同等とする) を各教室 2 台設置すること |
| | 既存校舎送油管より分岐し配管すること |

| | |
|------|-----------------------------|
| 空調設備 | エアコン（冷房能力 14 k w 程度）を設置すること |
| 換気設備 | 換気設備（24 時間換気機能）を設置すること |

(5) ピロティ改修 仕様詳細

建築工事（ピロティを会議室機能に改修）

| | |
|---------|--|
| 間仕切・仕上げ | 外部との間仕切りは、アルミ製建具により間仕切ることとし、適宜引違い窓を設けること。 |
| | 内部廊下との間仕切りは既存サッシを解体のうえ、スチールパーテーションにより新たに間仕切ること。開口部として引違戸を 2 箇所設けること。 |
| | 床は既存校舎の廊下と同レベルに調整し、長尺塩ビシート t=2 仕上げとすること。 |
| | 天井は化粧石膏ボード仕上げとし、天井裏には断熱材を施すこと。 |
| 雑工事 | 室名札およびカーテンレール（BOX 共）を設置すること。 |
| その他 | 解体した既存サッシやコンクリート等は適切に処分すること。 |
| | 引渡し前には、学校保健法に基づき、1 地点の V O C 測定検査を行い基準値以下であることを確認した測定値調査報告書を提出すること |

電気設備

| | |
|------------|---|
| 幹線設備 | 既設分電盤予備回路より分岐し電力を供給すること（距離約 30m） |
| | 電灯単相 3 線 100/200V および 3 相 200V で配電すること |
| 電灯・コンセント設備 | 壁スイッチによる手動点灯式とする |
| | 各居室の照明器具については LED 照明とし、学校保健安全法（学校環境衛生基準）に基づき配置すること |
| | 壁付コンセントを適宜配置すること |
| 放送設備 | 既存校舎とスピーカおよび時計を接続すること |
| | 既存校舎職員室とインターホンを接続すること |
| 消防設備 | 消防法規に基づき火災感知器を設置すること |
| | 消防法規に基づき必要な消火設備を設置すること |
| | 誘導標識を必要数設置すること |
| LAN 設備 | 既存校舎廊下より延長し、各教室内に Wi-Fi 接続用のアクセスポイントを一箇所設けること。（既存校舎廊下までの LAN ケーブルは別途市手配にて配線済みとする） |

暖房・空調・換気設備

| | |
|------|-------------------------------------|
| 暖房設備 | FF 式石油暖房機（能力は既存校舎と同等とする）を 2 台設置すること |
| | 既存校舎送油管より分岐し配管すること |
| 空調設備 | エアコン（冷房能力 14 k w 程度）を設置すること |
| 換気設備 | 換気設備（24 時間換気機能）を設置すること |

(6) 既存外部階段塗装工事（南側および北側）

| | |
|-------------------------|---|
| 仮設工事 | 足場を必要に応じて設置し、ネット等で養生すること |
| 塗装工事 (階段部および 屋根共) | 高圧洗浄により汚れを落とし、ケレン、錆止め塗装のうえ仕上げ塗装（2液ウレタン 2回塗り）すること |

2 契約に含まれる業務

(1) 建築の設計及びその関連業務

●基本設計

実施設計を行う前に以下の項目における基本設計を実施し、市と協議し業務を行うこととする。

- ①建築計画・・・計画概要、敷地利用の全体図、建物概要、面積表、法規照合、配置計画、平面計画、断面計画、立面計画、外観計画、内装仕様
- ②構造計画・・・計画概要、基本構造計画
- ③電気設備計画・・・設備計画概要、仕様概要
- ④機械設備計画・・・設備計画概要、仕様概要
- ⑤施工計画・・・計画概要、全体工程表

●実施設計

実施設計については以下の点について留意すること。

- ・関係各機関と十分打合せを行うこと。
- ・敷地測量図の確認を行うこと。
- ・実施設計期間中に市の中間検査を受けること。

① 設計図書

- ・建設設計図書

特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩形図、平面詳細図、展開図、天井伏図、建具表、雑詳細図、サイン計画その他必要な図面等

- ・構造設計図書

特記仕様書、図面リスト、構造図、構造計算書その他必要な図面等

- ・電気設備設計図書

特記仕様書、図面リスト、変電設備図、幹線系統図、動力設備室、弱電設備図、消防設備図、各種計算書その他必要な図面等

- ・機械設備設計図書

特記仕様書、図面リスト、空調設備図、換気設備図、各種計算書その他必要な図面

② 設計書

- ・工事費の内訳、内訳書

- ③ 施工計画書
- ④ 仮設計画、工事事務所の配置位置、資材置き場、工事工程、残土処理その他必要な図面
- ⑤ その他市が求める資料

●申請業務等：確認申請及び必要な許可申請などと、それに伴う各関係諸官庁との協議及び手続を行うこと

(2) 建築の施工及びその関連業務、土木工事及びその関連業務

- ① 設計にもとづく建築及び土木工事の施工
- ② 施工計画書を作成し発注者へ報告、確認をうけること。
- ③ 関係法令を遵守し、設計図書、施工計画及び監理者に従い施工すること。
- ④ 市による検査、試験等の協力をすること。
- ⑤ 工事の記録を徹底し、状況把握に努めること。
- ⑥ 工事写真の管理を徹底すること。
- ⑦ 市は検査、試験等に立ち会うことができることとする。
- ⑧ 市は工事期間中の工程会議等に立ち会うことができることとする。

(3) 工事監理業務

- ① 設計者は、自らの責任において建築工事の監理を行うこと。
- ② 建築工事の監理者は、建築基準法及び建築士法に規定する建築士とする。
- ③ 建築工事の監理者は、自らの責任により実施設計図書を管理すること。
- ④ 工事監理者は予め定められた時期において工事の進捗状況等を報告するほか、市から要請があった場合には適時報告、説明を行うこと。

(4) 周辺影響対策に関する業務及び官公庁等への手続及び関連業務

全ての業務において振動や騒音等、周辺への影響を検討し対策を施すこと。また、全ての業務にかかる官公庁等への一切の手続及び協議等関連する業務を実施すること。